

1 6 氏名のローマ字表記

◎**日本国旅券のローマ字表記は、原則、ヘボン式です。**

- ・過去に旅券申請をしたことがある方は、**正当な理由がない限りローマ字表記を変更できません。**
- ・初めて申請する方が、ヘボン式以外の表記を希望する場合は、慎重に判断してください。

◎**ヘボン式以外の表記や別名併記**を初めて希望する場合は、原則、**代理提出はできません。**

◎**ヘボン式以外の表記**（「オウ」又は「オオ」音等の長音表記、外国式の表記等）を希望する方は、つづりの使用実績を確認できる書類等が必要となる場合がありますので、**事前に窓口までお問い合わせください。**

◎**別名併記**（国際結婚による配偶者の姓、ミドルネーム、旧姓等）を希望する方は、戸籍謄本やつづりの使用実績を確認できる書類が必要です、**事前に窓口までお問い合わせください。**

◎姓のローマ字表記は戸籍筆頭者の方に合わせていただき、家族で統一してください。事前に戸籍筆頭者の旅券の姓の表記を確認し、**戸籍筆頭者の旅券の表記がヘボン式以外の表記の場合は、その旅券をお持ちください。**

ヘボン式ローマ字

撥音：B・M・P の前の「ん」は「M」と表記します。 例）なんば NAMBA ほんま HOMMA

促音：「っ」は子音を重ねます。 例）はっとり HATTORI いっせい ISSEI

は誤りやすい
のでご注意ください。

例外として「C」の前では「T」を置きます。 例）ほっち HOTCHI はっちょう HATCHO

長音：のばす発音の「O」、「U」、「H」は記入しません。 例）かとう KATO おおの ONO

あ	か	さ	た	な	は	ま	や	ら	わ	ん	が	ざ	だ	ば	ぱ
A	KA	SA	TA	NA	HA	MA	YA	RA	WA	N	GA	ZA	DA	BA	PA
い	き	し	ち	に	ひ	み		り			ぎ	じ	ぢ	び	ぴ
I	KI	SHI	CHI	NI	HI	MI		RI			GI	JI	JI	BI	PI
う	く	す	つ	ぬ	ふ	む	ゆ	る			ぐ	ず	づ	ぶ	ぷ
U	KU	SU	TSU	NU	FU	MU	YU	RU			GU	ZU	ZU	BU	PU
え	け	せ	て	ね	へ	め		れ			げ	ぜ	で	べ	ぺ
E	KE	SE	TE	NE	HE	ME		RE			GE	ZE	DE	BE	PE
お	こ	そ	と	の	ほ	も	よ	ろ	を		ご	ぞ	ど	ぼ	ぽ
O	KO	SO	TO	NO	HO	MO	YO	RO	O		GO	ZO	DO	BO	PO

きゃ	しゃ	ちゃ	にゃ	ひゃ	みゃ	りゃ	ぎゃ	じゃ	びゃ	ぴゃ
KYA	SHA	CHA	NYA	HYA	MYA	RYA	GYA	JA	BYA	PYA
きゅ	しゅ	ちゅ	にゅ	ひゅ	みゅ	りゅ	ぎゅ	じゅ	びゅ	ぴゅ
KYU	SHU	CHU	NYU	HYU	MYU	RYU	GYU	JU	BYU	PYU
きょ	しよ	ちよ	にょ	ひょ	みょ	りょ	ぎょ	じょ	びょ	ぴょ
KYO	SHO	CHO	NYO	HYO	MYO	RYO	GYO	JO	BYO	PYO

申請の注意事項

■ 未成年者（申請日現在 18 歳未満）の申請

- ◎5 年旅券のみ申請ができます（申請日が 18 歳の誕生日の前日からは 10 年旅券の申請となります。※「年齢計算に関する法律」による）
- ◎申請書裏面の「法定代理人署名」欄に**親権者又は後見人の署名が必要**です。

■ 申請書類の代理提出

- ◎申請書裏面の「申請書類等提出委任申出書」に必要事項を記入して、代理提出をお申し出ください。
- ◎申請者本人が申請する際に必要な書類の他に、**代理人自身の本人確認書類**（3 ページ「本人確認のための書類」参照）も**必ず原本**をお持ちください。
 - ※申請者が未成年や成年被後見人の場合は、申請書裏面の「法定代理人署名」が必要です。
- ◎次の場合は**代理提出ができません**。
 - ・**居所申請**（7 ページ「居所申請」参照）
 - ・**有効旅券を紛失、盗難、焼失**（7 ページ「有効旅券の紛失又は焼失」参照）
 - ・**有効旅券を損傷**（事前にお問い合わせください）
 - ・**申請書（表面）の刑罰等関係欄に該当する項目がある場合**（必ず事前に県の窓口へお問い合わせください）
 - ・**その他特殊な事情がある場合**（事前に県の窓口へお問い合わせください）

■ 居所申請（愛知県内に住民登録がない方の旅券申請）

◎愛知県内に居所があり、居所事実を立証できる方や、一時帰国中又は船員の方は、愛知県内の旅券窓口で申請できる場合があります。申請には**居所が確認できる書類**の提示又は提出が必要になるため、**事前に県内窓口までお問い合わせください。**

◎**代理提出はできません。**

◎**必ず住民票（申請日前6か月以内に発行されたもの）**が必要です。ただし、一時帰国の方は不要です。

■ 有効旅券の紛失又は焼失 ※審査にお時間がかかる場合があります。

◎有効中の旅券を紛失・盗難・焼失した場合は、**名義人本人がすみやかに届け出てください。代理提出はできません。**

乳幼児で本人が署名できない場合は、法定代理人の方もお越しく下さい。

※**紛失の届出後、新規の旅券を申請することができます（紛失の届出と新規旅券の同時申請も可能）。**

紛失の届出に必要な書類	
紛失一般旅券等届出書 1通	申請窓口にあります。未成年の方は届出書に法定代理人の署名が必要です。
写真 1枚	新規申請と同規格（2ページ参照）※同時に新規申請をする場合は、2枚必要になります。
本人確認書類	原本で有効期間中のもの（3ページ参照）
紛失等を立証する書類 （右記の書類のいずれか1点）	a. 盗難又は家の外で紛失した場合 —— 警察への盗難（遺失）届出を立証する書類 （入手が困難な場合は届出受理番号）
	b. 火災・災害で紛失、焼失した場合 —— り災証明書 （消防署又は市区町村発行のもの）
	c. 海外で紛失した場合 —— 帰国証明書 （入国管理局発行のもの）
	※ 家の中で紛失した場合は、紛失届を提出する窓口にて「紛失一般旅券等届出書」に詳細を記入
その他	・ 紛失旅券の記載事項から変更がある場合 —— 戸籍謄本（全部事項証明書） ・ 乳幼児で本人が署名できない場合 — 戸籍謄本（全部事項証明書）及び法定代理人の本人確認書類

◎海外で旅券を紛失し、「帰国のための渡航書」で帰国した方は、紛失の届出は不要です（必要書類は1ページ⑧参照）。

■ 有効旅券の記載事項に変更がある方 又は 査証欄の余白が少なくなった方の申請

◎有効旅券の記載事項（本籍地の都道府県名、姓名、性別等）が変更になった方又は査証欄の余白が少なくなった方は、有効旅券の有効期間と同じ「残存有効期間同一旅券」又は「新規の旅券」のどちらかを選択することができます。

	残存有効期間同一旅券	新規の旅券
申請書類	一般旅券発給申請書（18歳以上 残存期間同一用 ） ※18歳未満の方は申請できません （この申請書は旅券窓口のみにあります）	一般旅券発給申請書（18歳以上 10年用 、18歳未満 5年用 ） （この申請書は旅券窓口及び各市区町村役場にあります）
有効期間	新しい旅券の発行日から 現在の旅券の有効期間満了日まで	新しい旅券の発行日から 10年間又は5年間 （現在の旅券の 残存有効期間は切り捨て となります）
手数料 ※	5,800 円	18歳以上（10年用）9,300 円、 18歳未満（5年用）4,800 円
その他	○所持人自署（サイン）・顔写真・ICチップや機械読取部分の内容、旅券番号は変わります。 ○必要書類は1ページを参照してください。なお、 記載事項に変更がある方で最新の戸籍謄本（全部事項証明書）で記載事項の変更内容が確認できない場合は、現在お持ちの有効旅券の記載事項が確認できる戸籍等も必要です。	

※電子申請の場合は上記より400円少ない手数料となります。

■ 前回、申請をして受け取らなかった方 ※旅券は発行日から6か月以内に受け取らないと失効します。

◎**前回の申請時期にかかわらず、申請した旅券を受け取っていない旨を申請窓口にて必ずお申し出ください。**

◎令和5年3月27日以降に申請した旅券を受け取らず失効し、失効した日から5年以内に申請する場合は旅券法第20条第2項等により**通常より高い手数料となります。**

・令和5年3月27日から令和8年6月30日までに申請した旅券を受け取らなかった方は、失効後初めての申請分について通常より6,000円高い手数料となります。

・令和8年7月1日以降に申請した旅券を受け取らなかった方は、失効後初めての申請分について通常の約2倍の手数料となります。